東日本大震災を受けた食品表示の運用通知の取扱い(概要)

平成23年 7月15日 通知発出

平成23年 平成23年 7月31日 8月15日 平成23年 10月31日

食品表示の違い(軽微なもの を除く。)に係る運用通知

震災地域内で販売される食品については、 必要な表示がなくとも、取締りの対象と しない。

食品表示の違い(軽微なものに限る。)に係る運用通知

震災地域内に相当量供給している場合に、 震災地域外で販売される食品についても、 軽微な違いであって、店頭掲示により消 費者に情報提供される場合に限り、取締 りの対象としない。

製造所固有記号に係る運用通知

消費者庁への届出により、変更前の既存の包材を例外的に使用できる。

ミネラルウォーター類の 表示に係る運用通知

必要な表示がなくとも、店頭掲示で消費 者に情報提供されている等の場合に限り、 取締りの対象としない。

